

## 「コロナ禍の活動」の撤廃について

新型コロナウイルス感染症は感染症法に基づき、2類に分類されておりましたが、令和5年5月8日から5類に位置付けられることになりました。

このことにより、これまで取られてきた法的措置や規制が廃止、緩和されることとなります。

長野県協会では事業等の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、長野県から示された感染警戒レベルを基に事業等の実施の可否やチームの活動について制限を設けてきましたが、5類への移行により国、行政機関等からの法的根拠に基づく今迄の行動制限が無くなり、また長野県の圏域ごとの感染警戒レベル廃止により当協会が活動指針としていた判断基準が無くなることから、「コロナ禍の活動について」2022.09.01版を撤廃いたします。

撤廃日については、5類に移行される令和5年5月8日といたします。

なお、当協会が主催する事業等は先に発出した「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」を基準に実施していきます。

但し、感染が再拡大した場合は、その事業時の状況に合った感染対策を実施してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年4月29日

長野県ドッジボール協会

理事長 藤沢 俊久

競技委員長 矢澤 克晃